

世帯に見る家事分担

不破 麻紀子

概 要

本稿では、女性の正規雇用率が高く、三世代同居率も高い福井県において世帯内の家事労働がどのように分担されているか検討した。分析からは、福井県では共稼ぎ世帯の女性の2次活動時間（就業や家事時間）が長いことが明らかになった。この負担の大きさは過労などの健康上の問題はもとより、趣味やボランティアなどの社会活動の阻害につながる恐れもあり、女性の社会参加の視点からも改善が必要な課題である。また、福井県の世帯においても妻が家事の大半を担っていることが示されたが、三世代同居世帯においては、母親の家事が重要な役割を担っており、既婚女性の継続的な就業の重要な支えになっていることが示唆された。夫の家事参加については、妻の常勤や未就学児が夫の家事貢献に与える効果が、親世代と同居している場合には抑制される一方、妻の相対的収入の効果は親との同居によって弱められず、夫の家事貢献を高めることも明らかになった。

キーワード

福井県, 家事分担, 三世代同居世帯, 核家族世帯, 女性の就業

1. はじめに

欧米諸国を中心に女性の就業における活躍が進んでいるのに対し、家庭内での労働の負担は、これらの国々においても依然女性に偏っている (Fuwa, 2004; Hook 2010; Treas & Drobnič, 2010)。日本でも近年の女性の就業率は上昇しており、2011年の16歳から64歳の女性の就業率は60.3%と、1995年の56.4%からは4ポイント近く上昇している (労働政策研究・研修機構, 2013)。しかし、日本では出産・子育て期に女性が就業を中断するM字型就業パターンは依然として残っており、スウェーデンやノルウェーなど、女性の継続的就業が定着している北欧諸国の70%を超える女性就業率とは大きな差がある。また、女性の就業率は増加しているものの、既婚女性の就業の多くが低賃金のパートタイ

ム雇用などの非正規就業であるなど、正規雇用や管理職への登用は進んでいない。

このようなM字型就業パターンの根強さと表裏一体となっているのは、女性の家事・育児責任の重さである。日本では女性の家事負担率が欧米諸国に比較して非常に高く、家事のおよそ9割を妻が担っている（不破・筒井 2010）。掃除、洗濯、食事の支度などの家事の項目ごとに主な担当者を分析した結果からも、スウェーデンやアメリカなど欧米諸国のみならず、フィリピンなどアジアの国の男性の参加度と比較しても、日本男性の家事参加度が低いことが指摘されている（男女共同参画局 2002）。さらに、家事・育児のニーズ高まる子育て期の世帯においても男性の家事参加の状況は硬直的で低いレベルである。たとえば、5歳未満の子供を持つ世帯において、家事・育児時間のうち男性が遂行した時間がしめる割合は12.5%にとどまっている。ノルウェーの40.4%やアメリカの37%と比較して3分の1程度で、家事・育児のニーズが高い未就学児がいる世帯においても女性がほとんどを負担していることがうかがわれる（内閣府 2007）。

従来の家事労働研究では家事分担の規定要因として、学歴や収入などパートナー間の資源のあり方に着目する相対的資源説、就業時間や未就学児の有無など時間的な制約に着目する時間的制約説等や性別役割分業意識など、個人的要因がおもに検討されてきた。しかし、近年の研究からは、政策や就業環境などマクロ的な要因の影響が指摘されており、配偶者間の家事分担のメカニズムの理解には収入などの個人の資源要因のみならず、様々な社会的要因を検討する必要がある（西岡 2004；Fuwa and Cohen 2007；藤野・川田 2009）。たとえば、女性労働研究の知見からも女性の就業をめぐる環境に地域差があることが指摘されており、この違いが家事分担にも影響を与えている可能性が考えられる。

欧米諸国に比べて、日本では女性の労働市場参加の度合いが低いが、日本国内においても地域によって女性の就業率は異なる。北陸地方を中心に日本海側の地域では女性の就業率が高く、女性の継続的な就業を支える環境的・文化的要因の存在が指摘されている。たとえば、30-54歳の女性正規雇用就業率は、日本海側地域（山形・新潟・富山・石川・福井・鳥取・島根）では、他の地域に比べ5%程度高い（安部・近藤・森 2008）。また、これらの地域では、M字型就業カーブの谷が他県に比べて浅く、結婚・出産による離職率が低いことが特徴としてあげられる（厚生労働省 2005；宇南山 2011）。女性の高い就業率の要因の一つとして、これら地域の三世代同居率の高さが挙げられ、親世代による家事・育児の支援が、女性の継続的な就業を支えている事が指摘されている¹⁾。しかし、これらの地域の女性の正規雇用就業率は、三世代同居率を考慮したうえでも高い（安部他 2008）。

1) ただし近年、これらの地域においても三世代同居率が低下しているが、それに伴った離職率の上昇は見られず、三世代同居と結婚・出産による女性の離職率は関連を持たないという指摘もある（宇南山 2011）。

本稿で検討する福井県でも女性の正規雇用率が高く、継続的な就業が行われており、三世代同居率も高い。前章の金井の指摘にあるように、大野市では、北欧並みの女性の継続的作業パターンがみられる。では、このように継続的な女性の就業が行われている福井県では、どのような家事労働の分担が行われているのであろうか？ 本稿では、親との同居の効果等の要因を考慮しながら、「福井の希望と社会生活調査（以下、福井調査）」データを用いて、福井県での女性の就業と家事分担との関連を検討する。

前述のように、従来の家事研究では、配偶者間の家事分担の状況に着目して、夫婦間の資源の差や、就業等の状況がどのように影響するか検討するものが主流であった。しかし、諸外国に比べ三世代同居率の高い日本では、世帯において家事分担が配偶者を含め世帯員全員の間でどのように配分されているかについても検討する必要がある。また、女性の就業と親世代の家事負担との関連の分析は、世代間の私的サポートの実情を明らかにするためにも重要である。本データは、世帯員全員の家事負担率を聞いており、世帯の全体で家事がどのように配分されているかについての情報を持つ貴重なデータである。本章では、この利点を活かして配偶者間および世代間の家事分担の状況に着目して検討する。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、2006年に行われた社会生活基本調査データを用いて、福井県における女性の家事や就業などの労働時間や余暇や趣味などの自由時間の配分状況について他県と比較しながら概観する。続いて、福井調査データを用いて、世帯における家事分担の状況を、回答者の年齢や世帯構造、既婚女性の就業形態、地域別に検討する。ここでは、世帯における親世代の家事に対する貢献の度合いなどにも着目して検討する。また、就業状況や収入、未就学児の有無などの個人や世帯の属性が、妻や夫の家事負担率にどのように関連するか、回帰分析を行う。さらにこれら要因と三世代同居の効果の関連について検討する。結果をまとめた後、本稿の分析結果から導き出されるインプリケーションを考察する。

2. 生活時間配分

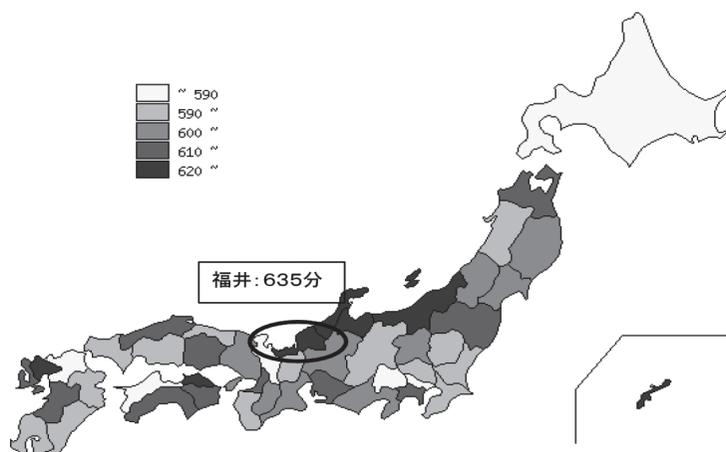
本節では福井調査データを検討する前に、まず福井県における人々の生活時間の配分を他県の状況と比較しながら検討する。1976年から5年おきに人々の生活時間を調査している『社会生活基本調査』（総務省統計局）では、1日24時間の生活時間を、睡眠や食事など生命の維持に不可欠な1次活動時間、就業や家事など義務的な性格の強い活動を2次活動時間、余暇・趣味等の自由時間の3次活動時間の3つの活動分野に分けて分析している。ここでは、福井県に住む人々の2次活動時間と3次活動時間の配分を2006年の社会

生活基本調査データ²⁾を用いて、他の地域と比較検討する。

長時間労働やサービス残業の常態化など、日本における労働時間の長さは平等な家事分担が進まない要因として指摘されている。たとえば、日本では週49時間以上働く男性雇用の割合は4割近くにのぼり、男性雇用の多くが長時間労働している。これは、日本同様に長時間労働の問題が指摘されているアメリカの23.5%を上回っている。また、ワークシェアリング等により労働時間の短縮が進んでいるオランダの2.2%と比較すると日本の男性労働者の長時間労働者の割合は顕著に高い(小倉2008)。日本では、女性のフルタイム雇用の就業時間も長く、アメリカやイギリスを含む14カ国比較では、2000年の年間実労働時間は2010時間と、アメリカの2070時間に次ぐ2番目の長さになっている(水野谷2005)。このため、就業と家事・育児労働責任とのコンフリクトが発生し、家事の大部分を担っている女性の出産・子育て期の就業中断の背景になっているものと考えられる。

福井県は女性の就業率のみならず、正規雇用率が高いことが知られているが、福井の世帯では、就業と家事・育児労働責任のコンフリクトにどのように対応しているのだろうか。下記の図は共稼ぎ世帯における既婚女性の平日1日当たりの2次活動時間(就業、通勤、家事関連時間などの義務的な活動時間)の平均値(分)を都道府県別に示したものである。2次活動に費やす時間が長いほど、濃い色になっている。図中には示されていないが、全国平均の共稼ぎ世帯の妻の平日1日当たりの2次活動時間は601分で、共稼ぎの世帯では既婚女性は1日当たり、10時間を超える「労働」(家事等を含む)を行っている

図1 平日の共稼ぎ世帯の妻の2次活動時間



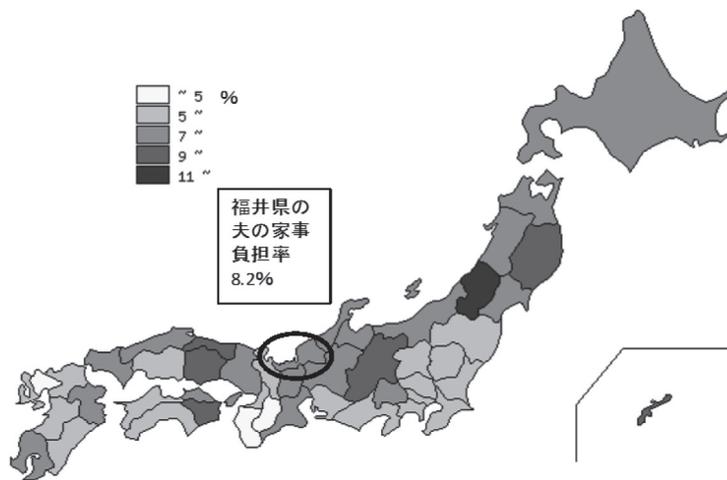
2) 平成18年社会生活基本調査(生活時間編・地域)第8表。2011年にも調査が行われているが、東日本大震災後の10月に調査が行われたため、本分析では2006年のデータを用いる。都道府県別データの図はMap of Japan ver.1.3 URL: <http://aoki2.si.gunma-u.ac.jp/map/map.html> を用いて作成した。

ことになる。これは、共稼ぎ世帯の夫の平均2次活動時間の598分を3分上回っている。過労死など長時間労働の問題が指摘されている日本の男性より、さらに長い時間女性が働いていることを示唆しており、仕事と家事の二重負担が発生していることがうかがわれる(Hochschild 1989)。

さらに地域別にみると、女性の就業率が高い北陸地方で濃い色になっている県が多い。北陸地方の中では、福井県が635分と最も長く、全国平均より30分以上も長くなっている。また、福井県の夫の2次活動時間(613分)よりも一日当たり20分以上長い。このため福井県の共稼ぎの世帯では、女性の負担が特に大きいものになっていると考えられる。

では、このように女性の総労働時間が長い福井県では、共稼ぎ世帯における夫の家事参加度は、他の地域と異なるのであろうか。下記の図は共稼ぎ世帯における夫の家事負担率を示している³⁾。

図2 共稼ぎ世帯の夫の家事負担率 [夫の家事時間÷(妻と夫の家事時間)×100]



まず、全国的な傾向をみると、共稼ぎ世帯においても夫の家事負担率低いことが明らかになった。都道府県別に平均値を見ると最も低い和歌山県で3.8%、最も高い山形県でも11.4%と一割程度にとどまっている。福井県の夫の家事負担率は8.2%と全国平均は上回っているものの、時間にしてみると21分程度で、全国平均の19分と比較しても2分長いだけである。また、共稼ぎ世帯の妻の家事関連時間の全国平均246分と比べるとわずかであり、妻が就業している場合でも夫の実質的な参加はほとんど行われていないといえる。す

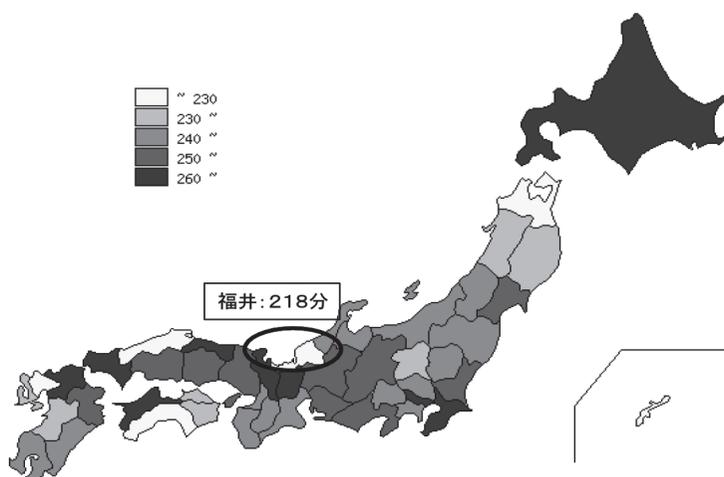
3) 家事関連時間(家事、介護・看護、育児、買い物の4項目の合計時間)。夫の家事関連時間を、妻と夫の家事関連時間を足したもので割り、100をかけた。妻と夫以外の世帯員による家事関連時間を考慮していないため、世帯全体における夫の家事貢献度を測るものではない。

なわち、共稼ぎの世帯においても全国的に夫の貢献は低いレベルであり、このような状況は、福井県においても大きな違いは見られない。正規雇用就業の女性が多い福井県では、特に女性の総労働時間が長いため、余暇時間等が日常的に削られている可能性が考えられる。

そこで次に、共稼ぎ世帯における平日1日当たりの自由時間の配分を検討する。下記の図は、共稼ぎ世帯の妻の余暇や趣味など自由時間（3次活動時間）の各県の平均値を示したものである。妻の全国平均値は253分であり、夫の249分より4分長くなっている。しかし、福井県の妻の3次活動時間は218分と全国平均値を30分以上下回り、全国で最も短い。福井県をはじめ、正規雇用就業が多い地域では女性の総労働時間が長くなる一方で、自由時間が削られていることが考えられる。福井県では共稼ぎ世帯の男性の自由時間も226分と全国平均より短く、福井県全般に共稼ぎ世帯では自由時間が少ないが、女性と比較すると自由時間が取れているといえる。どの程度の自由時間が必要と感じるかは個人により異なり一概には言うことはできないものの、一般的に自由時間が不足することにより、十分なりフレッシュや休息のための時間（睡眠以外）がとれないなどの健康上の問題の可能性だけでなく、趣味やボランティア活動等を通しての地域・社会参加の機会が失われる恐れもあるため、問題といえよう。

前述のように、女性の就業が進んだ福井県においても男性の家事参加が進んでおらず、女性の長時間労働の実態と余暇・自由時間の恒常的な不足の可能性が示された。しかしこれらデータは、個人・世帯の属性や就業状況等を考慮していないため、さらに検討する必要がある。以下では、福井調査データを用いて福井県の世帯における家事分担の現状について分析する。

図3 平日の共稼ぎ世帯の妻の3次活動時間（余暇・自由時間）



3. データと方法

以下では、2011年3月に福井県在住の男女に行った調査『福井の希望と社会生活調査』(N=6843人)にもとづいて、福井県の世帯における家事分担の状況および女性の就業との関連を検討する(分析対象は既婚回答者に限定した)。被説明変数は、家事負担率である。家事負担率変数は、各世帯員が世帯の家事の全体量に対してどのくらい負担しているか(0~10割)を表している⁴⁾。本分析ではこの変数を用いて、配偶者間の家事分担および三世帯世帯などにおける親世代や子供世代の家事貢献度等を検討する。また、学歴、年齢などの個人・世帯要因をコントロールしたうえで女性の就業と親との同居が妻や夫の家事負担率にどのように影響しているかを検討するため、重回帰分析を行う。まず初めに世帯構成や年齢、妻の就業形態、地域別に世帯における家事分担状況を概観し、続いて女性の就業・収入等との関連をトービット回帰分析により分析する⁵⁾。

4. 世帯構造と家事分担

図4は福井県調査データにおける世帯全体の家事分担状況を示している。これまでの家事労働研究は、核家族を前提にし、家事労働を妻と夫で負担している事を想定したものが主流であった。このため、パートナー間の労働配分や勢力関係の研究の発展には貢献してきたものの、世帯全体において家事がどのように配分されているか—とくに親世代の家事貢献度がどの程度であるか—について検討が不十分であった。ここでは、配偶者間の家事分担のみならず、親世代や子世代などの世帯員の家事負担率も分析に含め、世帯内においてどのような家事労働配分が行われているかを明らかにする。図では、左から、それぞれ母親、父親(母親は実母と義母、父親は実父と義父を含む)、妻、夫、子ども、その他の世帯員の家事負担割合を示し、合計で100%(10割)になるように表している⁶⁾。

まず、妻の負担割合が69%と最も高く、続いて夫の14%、母親と子どもが7%、その他と父親がおよそ1%となっている。妻の家事負担が約7割と、福井県でも家事の大半を

4) 合計が10に満たない、または10を超える回答は分析対象に含めていない。

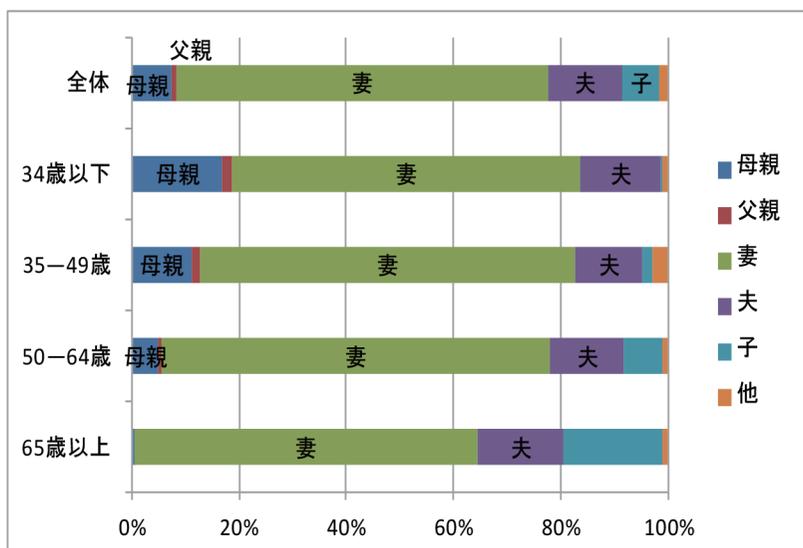
5) 本データでは、本人の就業状況について、[仕事について]の設問に加え、[家族について]の設問の箇所でも聞いている。この二つの就業状況が矛盾するケース(たとえば、一方で正社員と回答しているのに他の設問では無職と回答しているケースなど75ケース)については、分析から除外している。

6) 回答者から見た統柄。回答者の家事負担率は回答者が女性の場合は妻、男性の場合は夫の家事負担率によって示されている。

担っている事が分かる。夫の負担率は妻に続く割合であるが、1割強にとどまっている。その一方で母親と子供世代がそれぞれ7%と、1割には満たないものの、世帯内で一定程度の役割を担っていることが示された。しかし、父親は1%と、親世代においても男性はほとんど家事に貢献していない。これら結果は、母親が世帯において重要な家事の担い手になっている現状を示すものである。これらの結果からはまた、家事研究の分析において配偶者間の分担のみに着目することにより、世帯内での実際の分担のあり方と異なった前提をもとに議論が展開される危険性を指摘することができる。さらに、妻と母親が主に家事責任を負っていることは、現代日本における性別分業が世代を超えて、強固に維持・再生産されていることを示しているといえよう。この問題については、後述の分析でも詳しくみていく。回答者の年齢層別にみると、34歳以下で特に母親の貢献度が高く、17%であるが、年齢層が高くなるにつれて割合は低くなっている。夫の家事貢献はほとんど変わらず、低いレベルである。65歳以上の年齢層では、子どもの家事貢献が19%と2割近くになっている。このように妻が家事の大半を担っている事の他、母親と子どもの貢献が年齢によって変化することが明らかになったが、夫や父親の家事参加については、回答者の年齢によって変化が見られない。

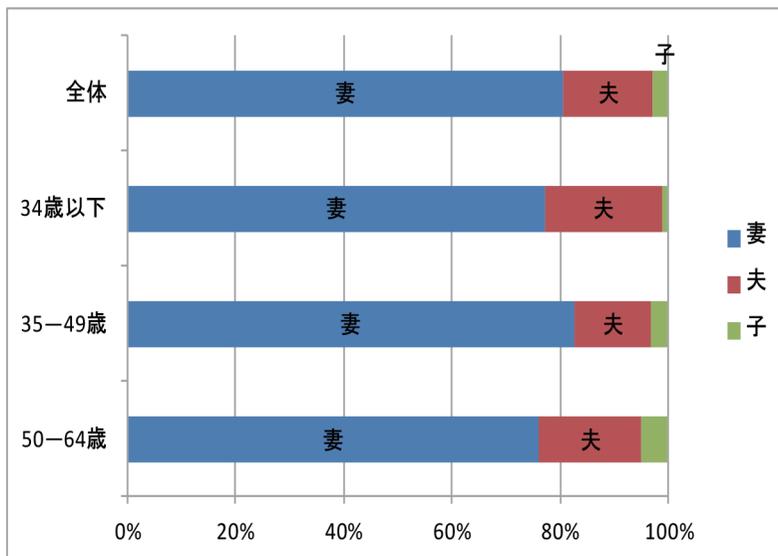
続いて、本データの家事分担状況を世帯形態別（核家族と三世帯同居世帯のみ）にみたのが、下記の2つの図である。図5の核家族家事分担状況は、18歳以下の未婚の子と同居している回答者の家事分担状況を示している。図の左から、妻、夫、子どもの家事負担率を示している。先行研究の知見にみられるように、妻の負担率が8割にのぼり、非常に

図4 家事分担状況（既婚回答者のみ）



大きな割合を占めている一方で、夫の負担率は16%にとどまっている。女性の就業率が高い福井県においても家事労働は女性が多くを担っていることが明らかになった。しかし、回答者の年齢別にみると、夫の負担率は34歳以下で最も高く22%となっており、核家族世帯においては、子育て期の家事・育児の負担が高まることに呼応して、夫の家事負担率が高くなっていることがうかがわれる⁷⁾。50-64歳の年齢層では、子どもの貢献が5%程度と、若干高くなっている。これらのことから、核家族世帯においては、夫や子どもの一定程度の参加がみられるものの、福井県においても他県と同様に女性が家事の大部分を担う状態になっていることが示唆され、多くの女性が、就業と家事の両立の問題に直面していることが明らかになった。

図5 核家族家事分担状況

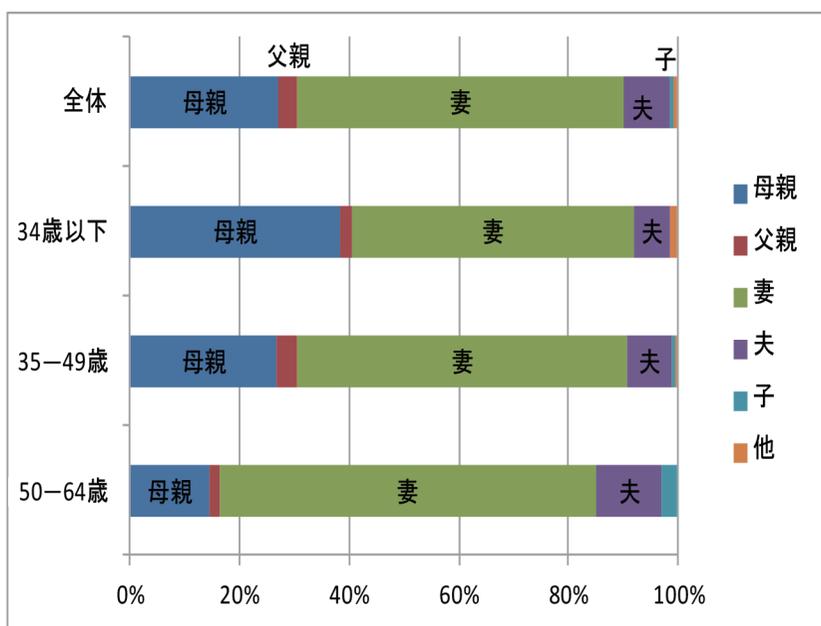


日本における三世帯同居率は全体的に減少傾向にあり、現在では少数派となっている。福井県でも2010年の三世帯同居率は18%（平成22年国勢調査）と少数派であるが、全国的にみると山形県に次いで高く、同居率の高さが女性の高い就業率を支える一因である可能性が指摘されてきた。図6は、回答者を基点に親世代と18歳以下の未婚の子と同居している三世帯同居世帯の回答者の世帯について、家事分担状況を示したものである。図の左から、それぞれ母親、父親、妻、夫、子ども、その他の世帯員の家事負担率を示して

7) 回答者の年齢が65歳以上のケースは少なかったため、年齢別の分析からは除外した。全体の分析には含まれている。

いる。まず、三世帯世帯全体の平均値を見ると、妻の負担率は、およそ6割と半分を上回っているものの、核家族世帯の妻の8割と比べて、負担率は低い。次に負担率が高いのは母親で、27%と3割近くを占める。その一方で夫の負担率は8%と低く、核家族世帯の夫の貢献率の半分程度である。核家族では夫が負担している家事を三世帯世帯では母親が代替していることが示唆される。さらに年齢別にみると、34歳以下では母親の負担率が38%となっており、家事・育児負担の高い時期に妻と母親が家事労働を二分しながらやりくりしていることがうかがわれる。それに対し、夫の家事労働負担は、年齢によってほとんど変化がなく、低いレベルにとどまっている。このように子育て期においては、母親の家事労働への貢献が重要な位置を占めていることがうかがわれるが、回答者の年齢が高くなるにつれて、母親の家事負担率が低くなり、50-64歳の年齢層では、14%にとどまっている。それに呼応するように高くなっているのが妻の家事の負担率であり、母親が負担できなくなった家事労働を妻が負担していることが示唆される。すなわち、三世帯同居世帯の子育て期において母親の貢献が妻の就業を支えていることが考えられる一方で、母親が高齢になるにつれて家事や介護等の負担が妻に重くのしかかることがわかる。このように福井県の三世帯世帯においては、女性が世代間において家事労働を配分することで家事責任をこなしており、配偶者間の家事労働配分はほとんど行われていないことが示唆された。また、父親の家事負担率はどの年齢層においても3%程度であり、三世帯同居世帯においては、

図6 世帯家事分担状況 三世帯世帯家事分担状況



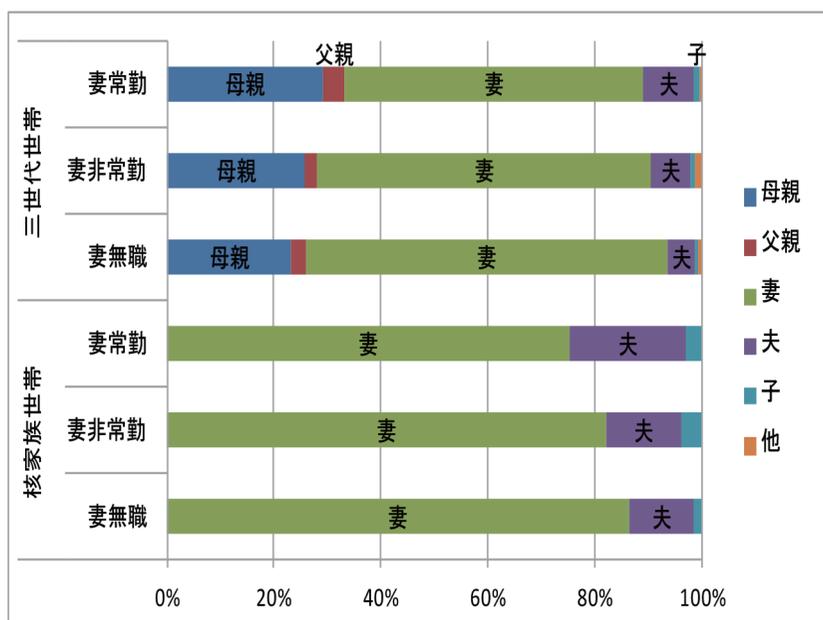
年齢にかかわらず男性の家事参加が進んでいないことが示唆された。

続いて、女性の就業と世帯内の家事分担の関係を検討するために妻の就業形態別に、三世代同居世帯と核家族世帯における家事労働の分担状況をみる。図7は妻の就業形態別家事分担状況である。このうち上部3つのグラフは三世代世帯の家事分担状況、下部3つのグラフは核家族世帯の家事分担状況を示している。それぞれ、妻が常勤、臨時等の非常勤、無職の世帯に分けて表している。なお、どのグラフでも夫が常勤のケースのみを検討している。

まず、三世代同居世帯をみると、妻の就業形態にかかわらず、妻が最も多く家事を負担している事が分かる。妻が無職の場合でおよそ7割、非常勤で62%、常勤で56%を負担している。夫の家事負担率は、妻無職の世帯で5%であるのに対し、妻が常勤でも9%しかない。すなわち、三世代同居世帯では、夫の家事貢献は妻の就業形態にかかわらず低いレベルといえる。しかしその一方で、母親の家事負担率は全般に高く、妻が無職の世帯においても20%を上回っている。また、妻が常勤である場合は、29%とおよそ3割を負担しており、常勤雇用によって妻が家事に費やせる時間が減少した分を、夫ではなく母親が担っているといえる。父親の家事負担率は、妻が無職の世帯、常勤の世帯ともに3%程度で、妻の雇用形態に対応する変化は見られない。

続いて、核家族世帯の家事分担をみると、妻が常勤の場合でも75%を妻が負担している。

図7 女性の就業形態別家事分担状況



非常勤・無職の世帯では8割を超えて、世帯の家事労働のほとんどを妻が担っている事が分かる。夫の家事負担率は妻が無職の場合は、12%、非常勤の場合は14%と1割強の負担率であるが、常勤である場合は、22%と2割を超える。三世帯同居世帯の常勤の妻を持つ夫の家事負担率は9%であるため、核家族世帯の夫は、三世帯同居世帯の夫の倍以上の貢献をしている。このようなことから、夫の家事参加は、母親など他の世帯員の家事負担支援の有無に大きく左右されると考えられる。

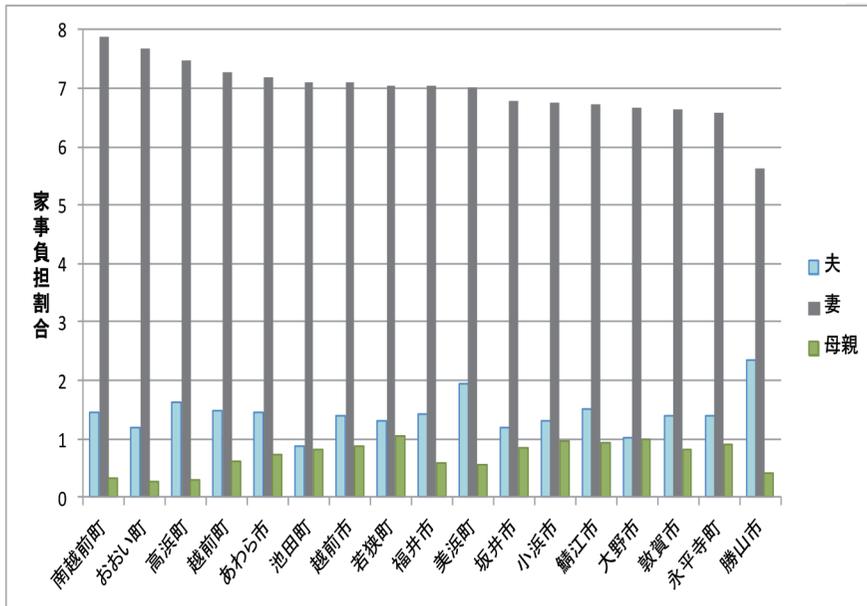
5. 家事分担の地域差

ここまでは、福井県の世代間の分担状況や就業形態の違いによる家事労働配分の違いを検討してきたが、福井県内においても地域差がみられることが考えられる。そこで、福井県内における家事分担の地域差を検討する。図8は、夫の家事負担割合、妻の家事負担割合、母親の家事負担割合を、妻の負担割合の高い順に17市町で比較したものである（子どもや他の世帯員の家事負担割合は図示していない。なお、参考のため図8には含めているが、勝山市はサンプル数が少なく、結果の検証には適さないため、他の16市町のみを分析する）。

妻の負担割合はどの市町においても最も高く6割を超えているが、とくに南越前町とおおい町では8割近くに上っている。これら2町のほか、高浜町など、母親の家事負担割合の平均値が低い地域で妻の家事負担割合が高くなっていることがうかがわれる。逆に、永平寺町、大野市、鯖江市、小浜市など母親の家事負担割合が高い市町で、妻の家事負担割合が低くなっている。前章の金井の分析からは、大野市において女性の就業パターンが北欧並みに継続的であることが指摘されているが、母親の家事負担率の高さが妻の継続的就業を支えていることも考えられる。夫の家事負担割合は美浜町と高浜町で比較的高くなっているが、両町とも妻の家事負担割合は7割以上であり、妻の家事負担割合との関連はあまり見られない。

福井市と敦賀市を比較すると、夫の家事負担割合は14%と、同じ程度であるが、福井市の母親の負担割合が6%なのに対して、敦賀市は8%と若干高くなっている。妻の負担割合は福井市が7割に対して、敦賀市が6.6割と母親の負担割合の高さを反映してか、妻の負担割合が若干ながら低くなっている。

図8 17市町別家事分担（全世帯対象：妻，夫，母親の家事負担率のみ表示）



6. 女性の就業・収入と配偶者間の家事分担

ここまでの分析では年齢や世帯状況等が家事に与える影響をそれぞれ検討してきたが、これらの要因は複合的に世帯の家事分担に影響を及ぼしていると考えられることから、以下では就業状況・収入、未就学児の有無等の個人・世帯要因が妻や夫の家事負担にどのように関連しているか検討する。

表1は妻の家事負担率を被説明変数としたトービット分析の結果を示している。ここでは、時間的制約説、相対的資源説、ニーズ説を検証するため、妻の就業形態と配偶者間の相対的な収入、未就学児の有無が、妻の家事負担率とどのようにかかわっているかに焦点を当てて検討する。さらに上述したように、親との同居は世帯内の家事労働配分に大きな影響を与えるため、親との同居の有無を示す変数を投入し、これら要因との交互作用も検討する。モデル1では、妻と夫の就業状況（常勤=1，常勤以外=0）、妻と夫の相対的な収入（レンジは0～1，妻の収入割合が高い場合に高い数値をとるように設定した）を検討する。コントロール変数として妻と夫の学歴は4大卒以上を1とするダミー変数と回答者の年齢を用いる。

表 1 妻の家事負担率のトービット回帰分析結果

	モデル1	モデル2
切片	5.758 (0.431) ***	5.668 (0.428) ***
妻常勤	-0.326 (0.147) *	-0.322 (0.148) *
夫常勤	0.662 (0.186) ***	0.654 (0.185) ***
配偶者間の相対的収入	-2.376 (0.366) ***	-2.388 (0.366) ***
妻4大卒	-0.344 (0.164) *	-0.355 (0.163) *
夫4大卒	0.160 (0.115)	0.169 (0.114)
回答者年齢	0.026 (0.007) ***	0.028 (0.007) ***
親同居	-1.431 (0.110) ***	-1.361 (0.113) ***
未就学児	-0.299 (0.176) +	-0.241 (0.176)
妻常勤×親同居		-0.243 (0.274)
相対的収入×親同居		0.453 (0.681)
未就学児×親同居		-1.462 (0.302) ***

N=1,987

結果によると、妻が常勤である場合、非常勤や無職の場合と比べて妻の家事負担率が少なく、また、妻の相対的収入が高いことは、妻の低い家事負担率と関連している事が明らかになった。逆に、夫の常勤は妻の家事負担率の高さと関連している。すなわち、妻が労働市場にコミットする度合いが高いと家事負担の程度が低く、夫が労働市場にコミットする度合いが高いと、妻の家事負担率が高くなる。しかし、妻の相対的収入の高さと妻の家事負担率の負の関連は、これら時間的制約による効果を考慮しても有意である。これらの結果は、相対的資源説や時間的制約説と整合的である。

親との同居は、妻の家事負担率に対して負の効果を持っており、1%レベルで有意である。上記でみたように、父親は家事をほとんど負担していないため、事実上母親の家事参加によって妻の家事負担率が低くなっていると考えられる。未就学児の有無は10パーセント水準ながら有意で、意外にも妻の家事負担率と負の関係にある。

モデル2では、これらの変数に加えて(1)妻の就業状況や収入が与える効果が親との同居によって異なるかどうかと、(2)未就学児の効果が親同居によって媒介されているかどうかを検討する。すなわち、親の家事支援が妻の就業や収入の高さなど、妻の相対的資源の高さや時間的制約に対応するものなのか、それとも同居することにより、就業状況等にかかわらず親の支援が高まるのかを交互作用項を用いて検討する。また、先行研究では、未就学児がいることにより、家事のニーズが高まることが指摘されている。福井県では三世代同居率が高く、親世代の子育て支援が女性の継続的な就業を可能にしていることも考

えられるため、未就学児の有無が親同居の効果とどのように関連するか交互作用項を用いて分析する。

モデル2の結果に見られるように、妻の常勤×親同居の効果、相対的収入の高さ×親同居の効果ともに有意ではない。すなわち、親との同居自体は、親世代の家事参加—特に母親の参加—を促進するが、妻の収入資源の高さによる交渉力の増加や市場労働負担の大きさに対応して母親の家事貢献が高まっているのではないということが示唆された。その一方で、未就学児×親同居は負の効果を持ち、1%レベルで有意である。未就学児がいる世帯では、特に親との同居が妻の家事負担を軽減していることが示唆される。これらの結果から、親世代の家事貢献の大きさは、妻の収入や就業形態等とはあまり関連しないことが示された。一方で、未就学児がいる世帯においては、親世代が家事に大きく貢献していることが示され、家事・育児ニーズの高い時期における母親の家事参加が福井県の女性の家事負担を軽減していると考えられる。

続いて表2は、夫の家事負担率を被説明変数としたトービット分析結果である。ここまでは、世帯における妻の家事負担率に着目し、常勤であることや収入の高さが妻の低い家事負担率につながっていること、親世代の貢献が妻の家事負担率の減少に大きな役割を果たしていることが明らかになったが、このような妻の労働市場における状況や親同居が、夫の家事に与える影響も重要な検討課題である。まず、親同居との交互作用項を含まないモデルの結果から検討する。

モデル3の結果によると、妻の家事負担率を被説明変数としたモデル同様、妻が常勤であることや妻の収入が高いことは、夫の家事負担率を高める。また、夫が常勤であることは夫の家事負担率を低めることが示された。夫の家事負担に関しても相対的資源仮説、時間的制約説ともに支持されたといえよう。さらに、親との同居の負の効果も1%水準で有意である。すなわち、親との同居により、妻も夫も家事負担率が有意に低くなっていることが示された。モデル4は、妻の就業や収入、未就学児の有無と親同居との交互作用効果を見たものである。まず、妻常勤と親同居との交互作用効果は、10%水準ながら有意に負である。妻が常勤であると夫の家事参加の度合いが高くなることが予想されているが、親と同居している場合にはその効果が弱いことが示唆された。核家族世帯では、妻が就業していると家事の担い手が減るため、夫がより多く参加するが、三世同居世帯では、家事の担い手の減少を夫ではなく親世代がカバーしていることがわかる。これは図7から得られた結果と整合的であり、年齢や学歴などの個人的属性の効果も考慮しても、親世代との同居が、結果として夫の家事参加を低いレベルにとどめている可能性が示唆された。また、未就学児×親同居の交互作用も負の効果を持ち、有意である。未就学児の夫の家事負担率に対する主効果は有意ではないが、未就学児のいる世帯で親世代と同居している場合には、

夫の家事参加は有意に低くなる。これら結果から、妻の就業による時間的制約や未就学児が世帯にいることによる家事ニーズの増加に対応する夫の家事負担率の増加分は、親との同居によって代替されている可能性が示唆された。

表2 夫の家事負担率のトーマット分析結果

	モデル3	モデル4
切片	2.533 (0.283) ***	2.508 (0.283) ***
妻常勤	0.196 (0.099) *	0.207 (0.099) **
夫常勤	-0.337 (0.121) **	-0.340 (0.121) **
配偶者間の相対的収入	0.504 (0.243) *	0.485 (0.243) *
妻4大卒	0.075 (0.105)	0.065 (0.105)
夫4大卒	-0.189 (0.076) *	-0.176 (0.076) *
回答者年齢	-0.002 (0.005)	-0.002 (0.005)
親同居	-0.321 (0.074) ***	-0.272 (0.077) ***
未就学児	0.065 (0.114)	0.050 (0.114)
妻常勤×親同居		-0.349 (0.187) +
相対的収入×親同居		0.402 (0.462)
未就学児×親同居		-0.399 (0.203) *

N=1,987

他方で、相対的資源と親同居との交互作用は有意ではなく、妻の収入が夫の家事参加を促進する効果は、親と同居しているかどうかに影響されないことが明らかになった。妻の相対的収入の高さは、夫との家事分担の交渉において資源として使われると考えられるが、先の例で見た妻の常勤などの就業状況の効果とは異なり、親との同居などによって効果が弱められないといえる。すなわち、三世帯同居の世帯においては、家事労働に対する妻の時間的制限や家事・育児ニーズの高さより、妻が夫に比べて相対的に高い資源を持っている事によって夫の家事参加が促進されることが示唆された。

7. 考察

本稿では、世帯形態が世帯内の家事労働配分にどのような影響を及ぼすかに着目し、女性の就業との関連を考慮しながら検討を行った。まず、家事分担について検討する前に、福井県の女性の生活時間について他県と比較を行ったが、2006年の社会生活基本調査に

よると、福井県における共稼ぎ世帯では、女性が平日に家事や就業などに費やす総労働時間の平均値が他県より長く、また、福井県の男性よりも長いことが明らかになった。しかし、福井県の共稼ぎ世帯の男性の家事参加率は1割弱程度にとどまっていることも明らかになった。福井県の共稼ぎ世帯における女性の余暇等の自由時間も全国で最も短く、労働時間の長さが自由時間を制限している可能性が示唆された。

また、福井調査データによると、家計内の家事労働配分については、世帯形態や就業形態などが大きく影響することが分かった。核家族世帯においては、夫の家事負担が16%と、限定的ながらも一定の負担をしており、特に20～30歳代前半の子育て期においては、夫の家事負担率が2割を超えている。しかし、三世帯同居世帯においては、夫の家事負担は小さい割合にとどまっており、すべての年齢層で1割程度である。他方で母親の家事負担割合は高く、平均値で27%であり、世帯の家事の大きな部分を占めていることが分かった。特に34歳以下の三世帯世帯においては母親の家事負担率が38%と非常に高い。このことから、福井県において女性正規雇用率が高く、M字型就業パターンが顕著にみられないことには、母親の家事が大きく貢献していることが示唆された（例えば、三世帯同居世帯において、妻が常勤である場合は、夫の家事負担がわずかに9%であるのに対し、母親の家事負担は3倍の約3割に上っている）。

回帰分析結果からは、妻の家事負担率は就業形態や収入によって影響を受けることが示されたが、これらの要因の効果は親との同居に媒介されないことが明らかになった。三世帯同居していること自体は妻の家事負担を軽減しているものの、親同居の効果は妻の就業による時間的な制限や収入などの資源による交渉力の高まりに呼応して高まるとは言えない。その一方で、世帯に未就学児がおり、かつ親と同居している場合、妻の家事負担は有意に低い。

夫の家事負担に関しては、妻の家事負担に関する結果同様に、妻の常勤雇用と妻の相対的収入の高さが夫の家事負担を高めていることが明らかになった。また、親と同居している世帯では、夫の家事負担率が有意に低く、親世代が妻と夫の家事を代替していることが示された。さらに、妻が常勤の世帯や未就学児がいる世帯での夫の家事貢献は、親世代と同居している場合には抑制されていることがわかり、妻のフルタイム就業によって家事労働にかけられる時間の減少や育児等による家事ニーズの増加に対して、母親が夫に替わって対応していることがうかがわれる。しかし、妻の相対的収入の効果は親との同居によって抑制されず、夫の家事貢献を高めることも明らかになった。すなわち、三世帯同居世帯において、夫の家事負担率を効果的に高める要因として妻の収入の高さが挙げられる。家事労働の配分交渉において、高収入の妻は、夫からより多い負担を引き出せているのかもしれない。

本分析からは、福井県では女性の2次活動の時間的負担が大きいことが明らかになった。この負担の大きさは過労などの健康上の問題はもとより、余暇や趣味などの社会活動の阻害につながる可能性もあり、女性の社会参加の視点からも改善が必要な課題である。また、福井県の世帯においても妻が家事の大半を担っていることが示されたが、三世帯同居世帯においては、母親の家事が重要な役割を担っており、既婚女性の継続的な就業の重要な支えになっていることが示された。しかし、母親の家事負担割合は年齢層が高まるにつれ低くなり、その分妻の割合が高まっている。すなわち、女性の子育て期において母親世代の家事支援が大きな役割を担っているものの、その役割は高齢期には妻に再配分されるため、高齢期における親の介護などとの二重の負担が発生する可能性がある。三世帯同居世帯では、家事労働の配分が男女間ではなく、女性同士の世代間の分担となっている。このような女性同士の世代間における分担は、たしかに福井県の女性の就業を支えるが、男女間での配分にはつながらず、それ故とりわけ高齢期における女性の家事労働負担が高くなるという重大な課題を抱えている。さらには、上述のように福井県においても三世帯同居率は低くなっており、このような母親の家事負担を前提とする分業体制は、大多数の世帯では難しくなっている。近年の政策では両立支援策の一環として、低下傾向の三世帯同居率を高めるための住宅補助等も実施されているが、このような政策は、実質的に家庭内で女性親族が家事責任を分担すると前提するものであるため、男女間の家事労働の分担は促さない可能性があり、結果として女性の負担がさらに高まる恐れもある。今後は、女性の収入を高めることや就業環境の改善を進めることなどにより、男女間の家事分担配分をより平等なものにしていくことが求められるといえよう。

参考文献

- 安部由起子・近藤しおり・森邦恵（2008）「女性就業の地域差に関する考察－集計データを用いた正規雇用就業率の分析」『季刊家計経済研究』 No.80: 64-74.
- 宇南山卓（2011）「結婚・出産と就業の両立可能性と保育所の整備」『日本経済研究』 No.65, 2011.7
- 厚生労働省（2005）『平成16年度版 働く女性の実情』
<http://www.hakusyō.mhlw.go.jp/wpdocs/hpwj200401/body.html>
- 水野谷（2005）『雇用労働者の労働時間と生活時間－国際比較統計とジェンダーの視角から』御茶ノ水書房
- 男女共同参画局（2002）「男女共同参画社会に関する国際比較調査（平成14年度調査）」
- 内閣府（2007）『平成19年度版男女共同参画白書』
- 西岡八郎（2004）「男性の家庭役割とジェンダー・システム：夫の家事・育児行動を規定する要因」目黒依子・西岡八郎編『少子化のジェンダー分析』勁草書房：pp174-196.
- 藤野敦子・川田菜穂子（2009）「労働者の生活時間配分データを用いた男性の家事、育児時間の規定要因」『季刊家計経済研究』 No.84：80-88
- 不破麻紀子・筒井淳也（2010）「家事分担に対する不公平感の国際比較分析」『家族社会研究』 22（1）：52-63

- 小倉一哉 (2008) 「日本の長時間労働：国際比較と研究課題」『日本労働研究雑誌』No.575：4-16
- 労働政策研究・研修機構 (2013) 『データブック国際労働比較 2013』
- Fuwa, Makiko 2004. “Macro-level gender inequality and the division of household labor in 24 countries”
American Sociological Review 69 (6) : 751-767.
- Fuwa, Makiko & Philip N. Cohen 2007. “Housework and Social Policy” *Social Science Research* 36 (2): 512-530.
- Hochschild, Arlie 1989. *The Second Shift* New York: Penguin Books
- Hook, Jennifer L. 2010. “Gender Inequality in the Welfare State: Sex Segregation in Housework, 1965-2003” *American Journal of Sociology* 115 (5): 1480-1523.
- Treas, Judith & Sonja Drobníč eds. 2010. *Dividing the domestic* California, Stanford University Press.

